



福県医発第 1264 号 (学)
平成 16 年 10 月 15 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



アルゼンチンへの渡航移植について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、日本医師会より通知がありま
ので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、関係各方面に
対しての御周知方をお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

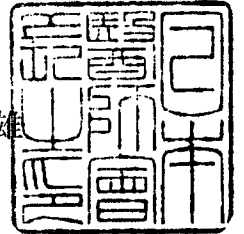
会 長 丸 山 泉



日医発第 679 号（庶 167）
平成 16 年 9 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治 雄

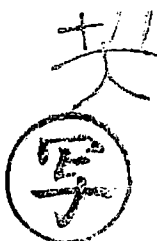


アルゼンチンへの渡航移植について

標記の件について、別添写しのとおり平成 16 年 9 月 16 日付文書（健臓発第 0916001 号）にて、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より通知がありました。

御了知願うとともに、貴会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。





健臓発第 0916001 号

平成 16 年 9 月 16 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



アルゼンチンへの渡航移植について

移植医療の推進につきましては平素より御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、外務省領事局海外邦人安全課長より当職に対して、アルゼンチンでは、臓器移植制度を有する国からの渡航移植を受け入れないこととする規則改正が行われたことについての周知に関する検討依頼がありました（別紙 1 参照）。

つきましては、貴職におかれては、アルゼンチンにおける臓器移植に関する規則（別紙 2 及び別紙 3 参照）を御了知いただくとともに、貴下関係機関等に対する周知につきまして御配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、日本移植学会会長にも同趣旨の通知を送付しております。

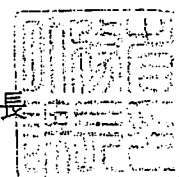
取扱注意

領安第9006号

平成16年8月23日

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長 殿

外務省領事局海外邦人安全課長



海外における臓器移植について

海外における臓器移植に関し、アルゼンチンにおいて以下の通りの問題が発生しましたところ、本邦関係医療機関への右周知方ご検討願います。

なお詳細につきましては別添の在アルゼンチン日本大使館よりの報告（3通）をご参照願います

記

1. 先般肝臓移植を早急に必要とする日本人女性が、本邦病院からの斡旋を受け、アルゼンチンの病院にて手術を受けるべく同地へ渡航しました。
2. しかしながらアルゼンチンでは臓器の提供が極端に不足している実情にあること、また臓器移植ビジネスにのった外国人臓器移植を制限すること等を背景に、本年4月、同国厚生省の機関である移植調整機関（INCUCAI）の規則が変更されました。（同規則別

添参照)

これによると、外国人が同国において臓器移植の候補者リストに登録されるためには、患者の本国においての臓器移植登録が不可能であること、かつ患者が臓器移植を必要とする病態にあることの二点を証明する本国の公的機関の証明書が必要であるとのこと（右証明はあくまで日本の保健衛生当局が発行した公的証明書であることが要求されており、本邦医師の証明等は認められないとのこと）。

3. このため同女性アルゼンチンでの移植は受けられず、不安定な健康状態のままに日本へ帰国せざるを得ない状況にあります。
4. 本件につきましては、当省としましても緊急の人道的な配慮が必要であるとの邦人保護の観点より、在アルゼンチン日本大使館より現地関係機関へ支援要請方再三再四申し入れましたが、先方がこれを受け入れるところとはなりません。
5. つきましては今後かかる不幸な事例が繰り返されぬよう、アルゼンチンにおける臓器移植に関する上記規則の改正について、本邦の関係医療機関に周知いただくようご検討方お願い致します。

在アルゼンチン日本大使館からの報告（3通）については省略。

INCUCAI 規則 関連部分要訳

2004年4月15日 ブエノスアイレス

臓器移植及び人体解剖に関する法律第24193号及び移民に関する法律第25871号並びに以下の点を考慮し、

(前文は省略)

移植調整国家中央統一機関 (INCUCAI) 理事会は、以下のように決定する。

第一条

死体からの臓器割り当ての待機リストへの外国人の登録は、以下を要件とする。

a) 永住者の場合

有効な医師の証明書を通じた待機リストへの登録

b) 一時滞在者及び仮滞在者の場合

- ・治療を目的とした合法的入国に関する証明書
- ・患者の本国において、移植のための臓器割り当てへ参加できないことを示す当該本国の公的証明書

b) 項の要件が満たされると、各申請案件は、INCUCAI 理事会で審議され、承認を受ける。このため、INCUCAI は、各国家機関に適当な照会を行なうことができる。

第二条

患者の待機リストへの登録を担当する医師は、第一条が規定する条件を立証する適切な書類を提出しなければならない。

第三条

移植に関して亜と相互協定を結んでいる国の出身の外国人の場合に対しては、本規則の規定の履行が免除される。

第四条

本規則を、登録し、通知せよ。厚生省衛生関係管理政策庁、移民局、地方公共団体の衛生機関並びに右に準ずる機関、アルゼンチン移植協会、移植チームの代表、患者アドバイザー委員会及びINCUCAI の関連する部局に対し、通告せよ。官報に掲載し、資料として保管せよ。

規則085-04号

ラファエル・ガリンデス事務局長、エンリケ・アルムデバル副所長
カルロス・A・ソラッティ所長

I N C U C A I 規則第 1 条 b) について

「患者の本国において、移植のための臓器割り当てへ参加できないことを示す当該本国の公的証明書」について（I N C U C A I 担当者の説明）

日本で実質上移植事例がほとんどないという事実は、移植制度がないということを意味せず、規則が要求するところの「本国での移植制度への参加ができない場合」という条件には該当しないということである。つまり、本国に移植制度が存在する場合、例えその事例がわずかであっても、亜でのドナー待機リストに登録することはできないということである。亜でも臓器の提供は十分ではなく、この点は日本と同じである。